

ヤングケアラーかも?と思ったら、  
関係機関で情報共有の上、連携して支援していきましょう。

# ヤングケアラーの 発見・支援について

## ヤングケアラー 市町担当窓口

市町名	窓 口	電話番号
松山市	子ども総合相談センター事務所	089-943-3200
今治市	子育て支援課こども家庭相談室	0898-36-1529
宇和島市	福祉課子育て支援室	0895-49-7017
八幡浜市	子育て支援課	0894-21-0402
新居浜市	子育て支援課	0897-65-1242
西条市	子育て支援課	0897-52-1370
大洲市	子育て支援課	0893-24-5718
伊予市	子ども総合センター	089-989-6226
四国中央市	こども課	0896-28-6027
西予市	福祉総合相談センター	0894-62-1150
東温市	保育幼稚園課子育て相談窓口	089-964-4450
上島町	住民課	0897-77-2503
久万高原町	保健福祉課子育て支援室	0892-21-1111 (代表)
松前町	子育て・健康課	089-985-4114
砥部町	子育て支援課	089-907-5665
内子町	こども支援課	0893-23-9255
伊方町	保健福祉課	0894-38-0217
松野町	町民課	0895-42-1113
鬼北町	町民生活課	0895-45-1111 (代表)
愛南町	保健福祉課	0895-72-1212

## 児童相談所

福祉総合支援センター【子ども・女性支援課】	TEL 089-022-5040
東予子ども・女性支援センター	TEL 0897-43-3000
南予子ども・女性支援センター	TEL 0895-22-1245
児童相談所相談専用ダイヤル	TEL 0120-189-783 (通話料無料)



監修：松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 心理福祉専攻 友川 礼  
発行：令和3年12月

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2410



愛媛県

# ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、  
一般に、本来大人が担うと想定されている  
家事や家族の世話などを  
日常的に行っている子どもとされています。

(出典：厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>)

## (ヤングケアラーの例)

- 家族(親)に病気や障がいがあることで、家族(親)の世話や見守りのために外出できない、学校にいけないう。
- 家族(親)の代わりに、きょうだいの世話や家事をするために、勉強や遊びなどの時間がもてない。
- 家族が働けない(働かない)ために、家計を助けるためにアルバイト等をしている。
- 家族に障がいがある、日本語が第一言語ではないことで、コミュニケーションの手助けをするために、通訳や世話などで離れることができない。



(参考：©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: IzumiShiga 「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」をもとに作成者が加筆修正)

## ヤングケアラーの全国調査から見える ヤングケアラーの実態

「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態を把握するため、厚生労働省において文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施し、令和3年3月に結果がとりまとめられました。

### ヤングケアラーの実態

- **本人も周囲の子どももヤングケアラーの存在に気づいていません。**  
※ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが約1~2割
- **家族を心配するために、世話をするために学校に行けないう、友達と遊べていません。**
- **クラブ活動ができない、宿題などの勉強時間がつくれない。**  
※自分の時間を家族の世話を、「ほぼ毎日」している子どもが約3~6割程度  
平日1日あたり「3時間未満」、1割は「7時間以上」も費やしている。

(出典：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767890.pdf>  
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)



## なぜ支援が必要か？

日本で育つすべての子どもは、児童福祉法第1条に基づき、健やかな成長・発達と自己実現の機会を社会から保障されることが約束されています。そのため、ヤングケアラーは本来社会の責任で支援すべき問題を子どもに負担させている状況であり、子どもが身近な家族の問題を解決するために、支援を活用する当然の権利があるからなのです。

## ヤングケアラーの支援のためにできること

### 学校ができること

- 欠席や遅刻、宿題忘れが多い、部活に参加していないなどのサインに気づいてください。
- (本人が気づいていない・言えないことがあるため) 児童生徒の間取りだけでなく、家族・関係機関等からの複合的な情報から状況把握してください。

### 社会福祉施設・医療機関ができること

- 福祉サービス等の利用者の家族に18歳未満の子どもがいる場合、その子どもたちの生活状況も把握してください。
- ヤングケアラーを含めて、子どもの側に生活課題がある場合は、学校をはじめ子育て支援のネットワークに情報共有を図ってください。

### 地域住民・子ども同士ができること

- 遅刻・欠席が多い、友達と遊ぶ時間が減ったなどのサインに気づいてください。
- 子どもの同級生に心配な子どもや家族がいると知った時には、学校をはじめ子育て支援のネットワークに情報共有を図ってください。

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、  
中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

